

「令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

4 実施体制に関すること（2件）

意見の概要	市の考え方	修正
1 <p><u>食品表示法の完全施行に伴う新たな食品表示について、特に小規模事業者に対する支援を重点的にお願いします。また、アレルギー表示や栄養表示など、消費者にとって有用で重要な表示に関しては、表示の有無だけでなくその真正性が担保されているか、引き続き監視指導を進めていただきたいと思ひます。</u></p>	<p>食品等事業者に対しては、食品衛生講習会の実施や市ホームページに加工食品の表示に関する You Tube 動画を新たに配信するなど分かりやすい情報提供に努め、監視や食品等試験検査等を通じて適正表示の徹底を図ります。</p> <p>消費者に対しても、講演会・意見交換会、市ホームページなど様々な機会を捉えて情報提供等を実施します。</p>	—
2 <p><u>消費生活センターに寄せられる食品関係の被害情報の共有化など、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。</u></p>	<p>消費者行政部門との連携については、本計画のとおり、食に関する庁内関係機関で構成する「食の安全連絡協議会」を活用して、連携の強化を図っています。</p> <p>なお、消費生活センターに寄せられる食の安全に関する情報については、その都度、保健所が情報提供を受け対応しています。</p>	—

8 食中毒防止対策に関すること（1件）

意見の概要	市の考え方	修正
3 <p><u>カンピロバクター、0157、ノロウイルスによる食中毒未然防止のための指導監視の強化をお願いします。その際には、HACCP に沿った衛生管理が食中毒の未然防止に大変有効であることを食品等事業者にも周知し、円滑に導入されるよう支援されることを求めます。</u></p> <p><u>また消費者には、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。</u></p>	<p>大規模食鳥処理場及び食肉取扱施設を食肉に関連する重点的に監視する施設とし、HACCP に沿った衛生管理の有効性の周知徹底を図ります。</p> <p>また、国や他自治体と連携し、広域的な食中毒事件に対する情報の提供や収集に努めるとともに、市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業者に対する注意喚起等を速やかに行います。</p>	—

9 食中毒等健康危害発生時の対応に関すること（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
4	<p>近年、医薬品成分を含む「いわゆる健康食品」の摂取による健康被害事例が報告されています。</p> <p>このような健康被害を未然に防止するために、新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」を計画に加え、国や自治体、関係機関などと連携した調査や監視指導を実施してください。特に指定成分等含有食品についてはGMP（Good Manufacturing Practice・適正製造規範）の遵守の有無、表示の真正性、被害情報などへの監視をお願いします。</p>	<p>「いわゆる健康食品」については、食品衛生法の改正により令和3年6月以降製造・加工施設の届出が義務化されます。指定成分等含有食品を取扱う施設を確認した場合は、国や他自治体と連携して製造・加工基準等に基づいた監視指導を行います。</p> <p>また、食品等事業者に義務付けられている健康危害に関する報告等の周知に努めるとともに、市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業者に対する注意喚起等を速やかに実施します。</p>	—

10 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進に関すること（2件）

	意見の概要	市の考え方	修正
5	<p>令和3年度に新設される届出制度では、これまで営業許可の対象となっていなかった食品等事業者のほとんどが届出の対象となります。</p> <p>この届出制度の趣旨について周知、理解を得られるよう、説明会や相談会、相談窓口の設置など対応を求めます。</p>	<p>改正食品衛生法の完全施行に向けて、庁内関係機関及び民間団体と連携し、食品衛生講習会の実施、市ホームページや市政だよりによる広報、リーフレットの送付などを実施し、制度の周知徹底を図ります。</p> <p>また、事業者からの相談については保健所で随時受付ける体制です。</p>	—
6	<p>HACCPに沿った衛生管理を円滑に行えるよう、相談会や講習会、技術支援などの施策の強化をお願いします。特に小規模事業者に対しては基本的な部分から相談や助言を行うなど、丁寧な対応をお願いします。</p>	<p>市内の HACCP に沿った衛生管理が必要な食品等事業者に対し、郵送等で制度の周知を行っています。</p> <p>また、小規模事業者が衛生管理計画を円滑に作成できるようセミナーの開催や、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に係る You Tube 動画配信などを実施しています。</p>	—

1 1 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること（2件）

	意見の概要	市の考え方	修正
7	<p><u>食品衛生・食の安全施策を進めていくためには、市、食品等事業者、消費者、消費者団体などがお互いの立場から共に考えていくことが必要です。双方向のリスクコミュニケーション、意見交換の機会を増やすことを計画してください。</u></p> <p><u>新たな課題についても速やかに消費者に情報提供いただけると、市民の安心感につながります。</u></p>	<p>様々な立場の方との情報共有、意見交換は重要であると考えています。本計画案を説明する場である講演会・意見交換会に多くの方に参加していただけるよう講演会後のアンケートの実施や、広く関係団体への協力を求めるなど、開催方法を工夫し、意見交換の機会を増やすことに取り組みます。</p> <p>また、市ホームページなどを用い、速やかに消費者へ情報提供を実施します。</p>	—
8	<p><u>消費者教育の一環として、市民への食の安全に関する衛生知識の普及啓発の取り組みを進めてください。</u></p> <p><u>「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での食中毒予防にも役立つものと思います。消費者の安全安心を図るため、また本制度を周知する意味においても、食中毒防止活動の一環として広報をお願いします。</u></p>	<p>消費者に対しても市ホームページや講演会・意見交換会など様々な機会を捉えて情報発信に努めます。</p> <p>特に、市ホームページで HACCP の考え方を取り入れた衛生管理に係る You Tube 動画を配信するなど、できるだけ分かりやすい周知に努めています。</p>	—

1 2 食品衛生に携わる人材の養成及び資質の向上に関すること（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
9	<p>今後は食品衛生に関する項目だけでなく、多岐にわたる定期的な監視指導が必要になると考えます。<u>職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。</u></p> <p><u>公益社団法人千葉県食品衛生協会などとも協力し、専門家の育成、増員を計画してください。</u></p>	<p>市内で研修を実施するほか、外部の研修会、講習会に参加し、職員の資質向上に努めており、令和3年度も引き続き研修会、講習会に積極的に参加し、さらなる資質向上に努めます。</p> <p>また、公益社団法人千葉県食品衛生協会などともより一層協力、連携していきます。</p>	—